

税に関するお知らせ

☎ 税務室 ☎892-0121

給与支払報告書を提出してください

令和6年1月1日現在、交野市に居住する人に給与・賃金等(専従者給与・パート・アルバイト代含む)を支払った人(給与支払者)は、交野市宛に給与支払報告書を提出してください。提出の際は「令和6年度市町村に提出する給与支払報告書等の作成および提出についての手引書」等を参考にしてください。

提出書類 給与支払報告書(総括表と個人別明細書) ※eLTAXでの提出も可能です。

提出期限 令和6年1/31(木)まで **提出先** 市役所本館1階 税務室市民税係

特別徴収を実施します

特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与を支払う際に従業員の市・府民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の居住する市町村に納入する制度です。また、地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は特別徴収義務者として、市・府民税の特別徴収を行うことと定められています。

府と府内市町村では、原則全ての給与支払者を特別徴収義務者に指定し、市・府民税の給与からの特別徴収を徹底しています。詳細は、府ホームページをご覧ください。

償却資産の申告をしてください

事業用の固定資産(土地・家屋・自動車を除く)は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。市内で償却資産を所有している個人・法人は令和6年1月1日現在の資産状況を申告してください。

提出書類 償却資産申告書(および種類別明細書) ※eLTAXでの提出も可能です。

提出期限 令和6年1/31(木)まで

【申告対象資産の例】

- ▷ 舗装路面、門、塀、外構工事、看板、屋外給排水設備等(駐車場・アパート経営)
- ▷ 各種産業用機械および装置(土木・建設・農業・医療用等)
- ▷ 机、椅子、ロッカー、パソコン、エアコン等の備品

住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額

下表の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、申告することで家屋の固定資産税が減額されます。申告は、工事完了後3か月以内に申告してください。

※土地・都市計画税の減額はありません。また、耐震改修工事の減額は、他制度と重複適用できません。

※省エネ改修工事に伴う減額は、窓の断熱改修工事が必須で建築士等の証明が必要となります。

申告書等の配布

▷ 市役所本館1階 税務室固定資産税係

▷ ホームページ(<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2013111300011/>)

		耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事 (熱損失防止改修工事)
対象となる住宅		昭和57年1月1日以前に建築された住宅	新築後10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)	平成26年4月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)
改修工事の要件	工事内容等	現行の耐震基準に適合する改修工事を行い、建築士等から適合する旨の証明を受けたもの	▷ 65歳以上の高齢者等が居住している ▷ 床の段差解消、廊下の拡幅、浴室・トイレの改良等の改修工事	▷ 現行の省エネ基準に適合する改修工事 ▷ 窓の断熱改修工事(※必須要件)、内装の断熱改修、太陽光発電装置等の工事
	費用	改修後の住宅の床面積が50㎡～280㎡ 自己負担額50万円以上の工事		自己負担額60万円以上の工事
減額の内容		家屋に係る固定資産税額の2分の1が減額(1戸あたり120㎡が上限)	家屋に係る固定資産税額の3分の1が減額(1戸あたり100㎡が上限)	家屋に係る固定資産税額の3分の1が減額(1戸あたり120㎡が上限)
減額の期間		工事が完了した年の翌年度分のみ		



令和5年度 組織と電話番号一覧(保存版)

市役所本館	
財産管理室	☎ 892-0121
総務課	
人事課	
地域振興課	
秘書政策課	
財務課	
情報マーケティング課	
市民課	
医療保険課	
税務室	
会計室	
議会事務局	
土地開発公社	

市役所別館	
環境衛生課	☎ 892-0121
都市まちづくり課	
開発調整課	
道路河川課	
下水道課	
緑地公園課	
農政課	
農業委員会事務局	
行政委員会事務局	

ゆうゆうセンター	
人権と暮らしの相談課	☎ 817-0997
子育て支援課	☎ 893-6406
こども園課	☎ 893-6407
健康増進課	☎ 893-6405
新型コロナウイルスワクチン接種対策室	☎ 893-2111
福祉総務課	☎ 893-6400
生活福祉課	
障がい福祉課	
高齢介護課	
社会福祉協議会	☎ 895-1185
地域包括支援センター	☎ 893-6426

市役所第二別館	
危機管理室	☎ 892-0121

環境事業所	
環境事業課	☎ 892-2471
環境総務課	☎ 892-0121

青年の家	
教育総務室	☎ 810-0530
指導課	☎ 810-0522
学務保健課	☎ 810-8011
まなび舎整備課	☎ 810-8010
まなび未来課	☎ 810-8010
社会教育課	☎ 892-7721
社会教育課文化財係	☎ 893-8111
青少年育成課	☎ 892-7721
青年の家図書室	☎ 893-4881

いきいきランド交野	☎ 894-1181
星の里いわふね	☎ 893-3131
倉治図書館	☎ 891-1825
星田会館図書室	☎ 895-2103
第1児童センター(こども図書室含む)	☎ 893-1144
星田西体育施設	☎ 893-7721
給食センター	☎ 891-0098
歴史民俗資料展示室	☎ 810-6667
いきものふれあいセンター	☎ 893-6520
ボランティアセンター	☎ 894-3737
シルバー人材センター	☎ 893-0430
こどもゆうゆうセンター	☎ 892-3077
乙辺浄化センター	☎ 892-2472
水道局	☎ 891-0016
星の里浄水場	☎ 893-6281

消防本部	
総務課	☎ 892-0011
予防課	☎ 892-0012
警備課	☎ 892-0013